

監査報告書

令和4年5月28日

学校法人 京新学園
理事長 松本奂男 殿

学校法人 京新学園

監事 清水奈都子
監事 松本美智子

私たちは、学校法人 京新学園の監事として、私立学校法第37条第3項および寄附行為第16条に基づいて同学園の令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日まで）における計算書及び理事の業務執行状態について監査を行いました。

監査の結果、上記の計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人 京新学園の令和4年5月28日現在の財務状態および、同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めます。

また、理事の業務執行状況に関して不正な点、および法令もしくは寄附行為に違反する事実のないことを確認いたします。